

「観光大使はまだ」設置要綱

【設置目的】

第1条 浜田市の歴史や文化、産業等をバックボーンとして、浜田の魅力ある情報を国内外に発信することによって、当市のイメージアップを図り、さらなる浜田の発展に寄与するために「観光大使はまだ」（以下「大使」と略称する）を設置する。

【大使の人数】

第2条 原則として2人とする。ただし特別の事情があると認められるときは、その年度の大使を3人とすることができる。

【活動内容】

第3条 大使は以下に掲げる活動を行う。

- ① 浜田市に関する情報を発信し、市のイメージアップに貢献する。
- ② 浜田市が主催する催しに協力する。
- ③ 他の市町村が主催する催しで、当市のPRを目的として招待を受けた時は、それに参加し、協力する。
- ④ その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる活動を行う。

【応募資格と選定方法】

第4条 大使は、以下の条件の全てを満たす人材を「広報はまだ」や新聞紙上で公募し、一般社団法人浜田市観光協会(以下「観光協会」という)の役員によって構成される選考委員会による審査の上、大使を決定する。

- ① 浜田市の観光に関心があり、市のイメージアップや発展に熱意のある人。
- ② 市内に居住または勤務している、健康で明るい満18歳以上の男女。既婚・未婚は問わない。ただし高校生は除く。
- ③ 平日・休日を問わず、年間15回(内県外は5回ほど)程度のイベントに参加できること。
- ④ 市内外の催しに参加することに、家族や職場からの理解や協力が得られること。

【任命】

第5条 大使の任命は観光協会会長が行う。

2. 観光協会会長は、「石州浜っ子夏まつり」の新旧観光大使はまだの交代式で任命書を授与する。

【任期】

第6条 大使の任期は1年とし、その再任を妨げない。ただし、再任後の任期は1年とする。

2 第4条の規定によって選任された大使であっても、観光協会会長が大使を解任すべき事由があると判断した場合は、大使を解任することができる。

3 任期期間中の大使は、他の観光大使やPR大使等を兼任することはできない。

【報酬】

第7条 別紙「観光大使はまだ 派遣規定」に定めた規定に基づいて支度金を支払う。

2 観光協会会長は、第3条各号に掲げる活動を支援するため、大使に名刺を交付し、必要な情報(広報誌やパンフレット等)を提供する。

【事務局】

第8条 大使に関する庶務は、観光協会が担当する。

【委任】

第9条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、観光協会会長が別に定める。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。